

施策名【地域福祉】

[illegible]

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	保護司会補助金			
事務事業名称	地域福祉推進事業		事務事業コード	4211-3
所 管	福祉	部	福祉	課
			地域福祉	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	団体育成運営補助金	
根拠法令等名称	佐久市社会福祉団体補助金交付要綱			法令種別 要綱
始期	平成 23 年度 (経過年数 15 年)	終期設定	無	終期 令和 年度
目的	社会福祉の増進を図るため、社会福祉事業を行う市内の社会福祉団体に、予算の範囲内で補助金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	1 補助対象経費 団体の運営に要する経費で、交際費、慶弔費、飲食費その他市長が適当でないと認める経費は除く。 2 補助額 会員1人当たり10,000円×会員数			
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		☒ 特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	不特定団体		個人	
	名称(個人は除く)		佐久市保護司会	
指標設定	設定の考え方		-	目標値 -
	指標が数値でない場合の評価方法		犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪予防の啓発を行い、社会福祉の増進を図ること。	

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数		1 件	1 件	
決算額(予算額)		430,000 円	440,000 円	470,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	430,000 円	440,000 円	470,000 円
指標	目標値 (単位)	-	-	-
	実績値 (単位)	-	-	
	達成率	- %	- %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	総会を年1回開催するとともに、研修会の開催や更生保護司大会への参加、「社会を明るくする運動」などの犯罪予防活動を行った。 総会を年1回開催するとともに、研修会の開催や更生保護司大会への参加、「社会を明るくする運動」などの犯罪予防活動を行った。 総会を年1回開催するとともに、研修会の開催、「社会を明るくする運動」などの犯罪予防活動を行う。		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	活動を通じて、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪予防の啓発を行い、社会福祉の増進が図られた。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	当該団体は、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪予防の啓発を行っており、社会福祉の増進に寄与していることから、当面の間、現行どおり補助を継続するが、効率的な運営が行われるよう、適宜、指導・助言を行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	✕
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	○
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ✕：不適合、 —：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤社会福祉の増進を図るため、市内の社会福祉団体へ継続して補助金を交付しており、効果検証や見直しの機会とするための期限を設ける必要性を考慮していなかった。
今後、効率的な運営が行われるよう、適宜、指導・助言を行いながら、効果検証や見直しを行う。

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	遺族会補助金				
事務事業名称	地域福祉推進事業			事務事業コード	4211-3
所 管	福祉	部	福祉	課	地域福祉 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分		市単独補助金（施策推進型補助金）			種別	団体育成運営補助金		
根拠法令等名称		佐久市社会福祉団体補助金交付要綱					法令種別	要綱
始期		平成 23 年度（経過年数 15 年）			終期設定	無	終期	令和 年度
目的		社会福祉の増進を図るため、社会福祉事業を行う市内の社会福祉団体に、予算の範囲内で補助金を交付する。						
制度概要（補助対象経費、補助率、上限額等）		補助対象経費：団体の運営に要する経費で、交際費、慶弔費、飲食費その他市長が適当でないと認める経費は除く。補助額：495,000円（定額）						
交付対象者、団体		特定団体（市が事務局となっているもの）			☒	特定団体（市が事務局となっていないもの）		
		不特定団体			個人			
		名称（個人は除く）		佐久市戦没者遺族会				
指標設定		設定の考え方			-		目標値	-
		指標が数値でない場合の評価方法			英霊検証、戦没者遺族の福祉の増進、日本の恒久平和の確立に寄与している。			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数			1 件	1 件	
決算額(予算額)			495,000 円	495,000 円	495,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円	0 円	0 円
	一般財源		495,000 円	495,000 円	495,000 円
指標	目標値	(単位)	-	-	-
	実績値	(単位)	-	-	
	達成率		- %	- %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		戦没者遺族大会や、市内各地において追悼式・慰霊祭・役員会等を行うとともに、慰霊施設の維持管理に努め、また、全国で行われる平和活動・事業へ参加した。		戦没者遺族大会や、追悼式への参加、慰霊祭・役員会等を行うとともに、慰霊施設の維持管理に努める。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・英霊顕彰、戦没者遺族の福祉の増進、日本の恒久平和の確立に寄与している。 ・年々、会員数が減少し活動が縮小する中、繰越金が発生しており、補助額の妥当性について検討する必要がある。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	遺族会の活動の活性化が図られるよう、遺族会において活動内容の見直しや充実のための検討を進めており、それらの活動の支援に見合った補助を行っていく。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	✕
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ✕：不適合、 —：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑥昨年度、繰越金が増加したが、令和7年度決算においては減少している。遺族会員が年々減少しており、今後、補助の手法等について見直しを行う。

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市社会福祉協議会補助金			
事務事業名称	地域福祉推進事業費	事務事業コード	4211-3	
所 管	福祉	部	福祉	課
			地域福祉	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分		市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	団体育成運営補助金			
根拠法令等名称		佐久市社会福祉協議会に対する補助金の交付に関する要綱				法令種別	要綱	
始期		平成 18 年度 (経過年数 20 年)		終期設定	無	終期	令和 年度	
目的		佐久市の地域福祉の中核的役割を果たす団体であり、組織の充実強化を図る必要があることから、社会福祉法第58条の規定に基づき、補助金を交付する。						
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)		補助対象経費は、社会福祉協議会の運営事業に要する経費のうち、職員(業務職員を除く)の設置に要する経費及び市長が特に必要と認める経費。補助額は、補助対象経費からこれに対するこの補助金以外の収入金の合計額を控除した額の範囲で、市長が認める額。						
交付対象者、団体		特定団体(市が事務局となっているもの)			☒	特定団体(市が事務局となっていないもの)		
		不特定団体			個人			
		名称(個人は除く)		社会福祉法人佐久市社会福祉協議会				
指標設定		設定の考え方		-		目標値	-	
		指標が数値でない場合の評価方法		佐久市における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉の活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること。				

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数		1 件	1 件	
決算額(予算額)		54,000,000 円	59,000,000 円	57,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	54,000,000 円	59,000,000 円	57,000,000 円
指標	目標値 (単位)	-	-	-
	実績値 (単位)	-	-	
	達成率	- %	- %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	佐久市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、市との協働により、ボランティア活動の推進、各種相談事業、地域福祉活動、福祉教育事業等を行った。	佐久市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、市との協働により、ボランティア活動の推進、各種相談事業、地域福祉活動、福祉教育事業等を行った。	佐久市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、市との協働により、ボランティア活動の推進、各種相談事業、地域福祉活動、福祉教育事業等を行う。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	指標の達成度から、佐久市における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉の活動の活性化により、地域福祉の推進が図られた。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	当団体は、佐久市における地域福祉の推進のために重要な役割を担っており、当団体の経営を安定させることで、地域福祉の更なる推進が図られることから、当面の間、現行どおりの補助金を交付するが、自主財源の確保や効率的な運営が行われるよう、適宜、指導・助言を行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	✕
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	○
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、✕：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤地域福祉の増進を図るため、市の地域福祉計画に沿った事業を共同で展開しており、効果検証等は別途実施するため終期は設定していない。